

広島県聴覚障害者センター 指定管理者募集要項

令和7年7月
広島県

目 次

<広島県聴覚障害者センター指定管理者募集要項>

1	施設の概要	1
2	申請資格	2
3	公募に関するスケジュール等	2
4	申請の際提出する書類の内容	3
5	審査基準等	5
6	業務の範囲	6
7	県が支払う委託料の額（管理費用基準額）に関する事項	6
8	指定期間	6
9	協定に関する事項	6
10	その他	7
11	添付資料	8
12	様式等	9

<資 料>

資料 1	広島県聴覚障害者センター管理運営業務仕様書	10
資料 2	平面図	14
資料 3	備品一覧表	15
資料 4	広島県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	16
資料 5	広島県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則	19
資料 6	広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例	25
資料 7	広島県聴覚障害者センター管理運営規則	27

<様 式>

様式 1	指定管理者指定申請書	28
様式 2	広島県聴覚障害者センター指定管理者事業計画書	29
様式 3	申立書	35
様式 4	誓約書	36
様式 5	指定管理者指定申請辞退届	37
様式 6	広島県聴覚障害者センター指定管理者公募に関する質問票	38
様式 7	共同企業体協定書（例）	39
様式 8	共同企業体構成員届出書	41
様式 9	委任状	42

広島県聴覚障害者センター指定管理者募集要項

広島県聴覚障害者センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

【募集の目的】

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月の地方自治法改正（同年 9 月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、「指定管理者制度」が導入されました。

指定管理者制度は、管理委託制度とは異なり、指定管理者に基本的な施設管理権が付与される制度であることから、制度の導入により、指定管理者の主体的な創意工夫を期待するものです。

広島県では、公の施設である、広島県聴覚障害者センターについて、平成 29 年 1 月からこの指定管理者制度を導入しています。

今回の募集においても、広島県聴覚障害者センターの管理運営の上で、利用者サービスの質の向上と施設の有効利用並びに経費の節減を図る提案を募集することとしました。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年広島県条例第 28 号）
- (4) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年広島県規則第 47 号）
- (5) 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例（平成 28 年広島県条例第 5 号）
- (6) 広島県聴覚障害者センター管理運営規則（平成 28 年広島県規則第 59 号）
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (8) 広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）

1 施設の概要

施 設 の 名 称	広島県聴覚障害者センター
施 設 の 所 在 地	広島市南区皆実町一丁目 6-29（広島県健康福祉センター 2 階）
施設の設置目的	聴覚障害者の自立及び社会参加を促進する。
建 物 の 構 造 等	構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造り 延床面積：509.61 m ² ※参考 広島県健康福祉センターの構造・規模 ・ 構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造り（地下 1 階 地上 9 階建て） ・ 敷地面積：7,088.46 m ² ・ 延床面積：11,957.83 m ²
施 設 内 容 等	管理運営内容：資料 1「広島県聴覚障害者センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり 施設の位置図・館内図：資料 2 のとおり 設備・備品：資料 3「備品一覧表」のとおり

2 申請資格

広島県聴覚障害者センターの指定管理者の応募を行う者は次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）。
 - (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要綱及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者
 - オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - カ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
 - (3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
 - (4) 聴覚障害者に係る事業実績があり、聴覚障害及び聴覚障害者を正しく理解し、適切なサービスが提供できること。
 - (5) 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員等、聴覚障害者への相談対応等に必要な人的能力を有する者であること。
 - (6) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は次の条件を踏まえること。
 - ア グループにおける構成員は、同時に単独で申請することができない。
 - イ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。
- ※ 事業協同組合における構成員とは、担当組合員

3 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和 7 年 7 月 18 日（金）～令和 7 年 9 月 17 日（水）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（正午から午後 1 時の間を除く。）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- イ 配布場所 広島県健康福祉局障害者支援課 地域生活・発達障害グループ
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁本館 5 階
電話 082-513-3157 F A X 082-223-3611
※郵送を希望する場合は配布場所宛に 320 円分の切手を添付した A 4 判が入る返信用封筒を同封の上、請求してください。
なお、募集要項は、県のホームページにも掲載します。

(2) 公募に関する質問

- ア 受付期間 令和7年7月18日（金）～令和7年8月18日（月）
午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く。）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- イ 受付方法 広島県聴覚障害者センター指定管理者公募に関する質問票（様式6）により、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで、期間内に問合せ先まで送付してください。
- ウ 回答方法 FAX又は電子メールにより回答するとともに、広島県のホームページに随時掲載します。
- エ 問合せ先 (1) イに同じ（電子メール：fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp）

(3) 提出書類の受付に関する事項

- ア 受付期間 令和7年8月27日（水）～令和7年9月17日（水）
午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く。）まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- イ 提出先 (1) イに同じ
- ウ 提出方法等
郵送又は持参によることとし、申請書類は、正本1部・副本9部提出してください。
（郵送の場合は書留郵便により、令和7年9月17日（水）の消印まで有効とします。）
なお、申請書類提出後は、提出書類の記載内容の変更（軽微な変更を除く。）はできません。また、申請書類は返却しません。

(4) 選定委員会が行うヒアリングに関する事項

申請者へのヒアリングを行う予定です。受付期間満了後に、開催日時及び場所を申請者に別途通知します。

(5) 選定結果の通知

- ア 通知年月日
選定結果は、令和7年11月中旬～下旬を目途に申請者全員に通知します。
指定管理者の候補者を選定した後、候補者と管理に係る細目事項等を定めるため、協議を行うこととなります。
- イ 審査結果の公表
選定結果は、申請者の名称を得点とともに、広島県のホームページに公開します。

(6) 指定管理者の指定及び協定の締結

令和7年広島県議会12月定例会の議決を経て、指定管理者と指定された後、令和8年3月頃を目途に県と協定を締結します。

4 申請の際提出する書類の内容

(1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書【指定手続条例施行規則別記様式第1号】（様式1）
- イ 広島県聴覚障害者センター指定管理者事業計画書【指定手続条例施行規則第3条第1項】（様式2）

(2) 添付書類【指定手続条例施行規則第3条第2項】

- ア 定款、寄附行為その他これに準ずるもの
- イ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の謄本など (申請日の3ヵ月以内に交付されたもの)
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書(様式7～9)

ウ 申請書を提出する日の属する前事業年度(令和6年度)の事業報告書及び前事業年度から3箇年の計算書類等

※ 新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度(令和7年度)に係るもののみで足りることとします。

エ 申請書を提出する日の属する事業年度(令和7年度)の事業計画書及び収支予算書

オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者(2の(2))に該当しないことを証明する書類

【書類の例】

- ・ 法律行為を行う能力の確認(非法人の場合)については、代表者の身分証明書など
- ・ その他の事由の確認については、代表者からの申立書(様式3)、県税の滞納(未納)がないことを証する書類など

カ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書(様式4)

キ 指定を受けようとする施設と同種又は類似の施設の管理運営実績がある場合は、それを証する書類(同種又は類似の施設の管理運営実績がない法人等の場合は、提出がなくても可とします。)

【書類の例】

a	同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容・規模(面積、建物の概要等)、施設の年間利用者数等
b	同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
c	同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

ク 障害者の雇用状況を確認できる書類

【証する書類】

区 分	提出書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②の両方を提出すること。ともに写しで可) ① 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ② 本人の健康保険証 等

(3) その他

提出する書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4としてください。

5 審査基準等

指定管理者の選定は、指定手続条例第3条に定める次の基準に基づき、広島県指定管理者選定委員会広島県聴覚障害者センター部会において、申請内容を総合的に審査し候補者を選定します。

審査基準		審査の観点	ウエイト
1 利用者の平等な利用の確保		・ 県民の平等な利用が図られる内容となっているか	確保されない場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること	①利用者サービスの向上・確保	・ 開館日、利用時間などは、利用者のニーズを的確に応えたものか ・ 施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・ 利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・ 利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む） ・ 個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20
	②利用促進、新たなイベント提案	・ 利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・ 利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・ 広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・ 施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・ 県施策への協力等に係る考え方はどうか ・ 特定の者等に有利な利用とならないか	20
	③維持管理水準の妥当性	・ 施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・ 設備・機器等の保守点検等に関する取組がなされているか	10
3 管理を安定して行う人的及び物的能力があること（又は確保できる見込みがあること）	①申請者の経営状況・信頼性	・ 職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・ 責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・ 有資格者、経験者の配置状況は適切か ・ 業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・ 再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・ 不測の事態への対応（保険等）はどうか ・ 財務状況は健全か	15
	②申請者の取組姿勢	・ 施設の目的・公共性の理解度はどうか ・ 地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・ 事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15
4 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	①申請提案額	$\text{最低提案金額} \div \text{申請者の提案金額} \times 10$ (※小数点第1位まで求める。小数第2位切り捨て) (指定管理期間の全体額（4年3か月分を合算）) なお、申請者の提案額が管理費用基準額を上回る場合は失格	10
	②申請提案額の実現性	・ 申請提案額と事業計画は整合しているか ・ 経費の効率化の方策の内容はどうか	10

広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例で規定した、聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するという施設の設置目的を実現するためには、利用者のニーズを捉えたサービスを提供することが重要であるため、審査基準の「利用者サービスの向上・確保」及び「利用促進、新たなイベント提案」を重点項目として、配点ウエイトを高く設定しています。

6 業務の範囲

※ 詳細は「仕様書」による。

(1) 業務の範囲

- ア 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例第三条に規定される業務に関すること。
- イ 広島県聴覚障害者センターの維持及び修繕に関すること。
- ウ その他知事が定める業務

(2) 管理業務外の業務

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施できるものとします。この場合、あらかじめ県との協議を必要とします。

7 県が支払う委託料の額（管理費用基準額）に関する事項

指定期間中に県が支払う管理費用の額（5年分）は、156,955千円を上限とします。

なお、各年度の管理費用は、事業実施内容により増減があるため、各年度の予算の範囲内で、県と指定管理者の間で協議し、毎年度締結する「年度別協定」において定めます。

新興感染症発生・まん延時による影響については、協議事項とし、通常の施設管理を明らかに超える場合には県が負担します。

8 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

9 協定に関する事項

指定管理者の指定と同時に、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理費用の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結し、協定書を作成します。

協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの業務に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

(1) 包括協定について

【協定に記載する事項】

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- ウ 情報公開に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告・業務点検に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定について

年度別の事業内容及びこれに係る経費等については、年度別に定めることとし、毎年

度協定を締結します。

【協定書に記載する事項】

- ア 当該年度の業務内容に関すること
- イ 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

10 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は申請者の負担とします。

(2) 著作権の帰属等

事業計画書の著作権は、申請者に帰属するものとします。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容が無償で利用できるものとします。

なお、提出された書類や資料は返却しません。

また、提出書類は、必要に応じて複写します。(使用は県庁内及び選定委員会の検討に限ります。)

(3) 申請の辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者指定申請辞退届(様式5)を提出してください。

(4) 協定締結前の取扱い

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 本要項2に規定する申請資格を満たさなくなったと認められるとき。

イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 業務遂行の準備

指定管理者の候補者は、自己の責任と負担において、令和8年4月1日から円滑に広島県聴覚障害者センターの管理運営に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えるものとします。

(6) 不正の取扱い

提出書類に故意又は過失による虚偽の記載があった場合その他応募に当たり不正な行為があった場合は、審査の対象から除外します。

(7) 責任分担

詳細は、協定を締結する際に定めることとしますが、県の基本的な考え方は次表のとおりです。

ただし、次表で定める事項で疑義がある場合又は次表で定めのないリスクが生じた場合は県と指定管理者が協議の上リスク分担を定めます。

項 目		指定管理者	県
1	施設、設備、備品の維持管理	○	
2	施設の修繕（小規模）	○	
3	事故・火災等による施設及び施設備品の修繕	○	○
4	使用者の被災	○	○
5	大規模修繕		○
6	施設に係る各種保険加入等		○
7	区域内の行為の許可、施設の目的外使用許可		○
8	包括的管理責任		○

(8) 個人情報保護条例の適用

指定管理者は、個人情報保護条例の適用を受け、施設の管理等事業を行うに当たって個人情報の取扱いに関しては、県同様の責務（個人情報の収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等）を負うものとします。

(9) 情報公開条例の適用

指定管理者は、情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負うものとします。

なお、指定管理者選定に係る提出書類は、選定者又は落選者の如何に関わらず、行政文書開示請求があった場合、広島県情報公開条例に基づき開示することがあります。

(10) 事業報告・業務報告・業務点検

県は、指定管理者に毎年度事業報告を求めるとともに、必要に応じて業務報告を求めています。また、指定管理者は、ガイドラインに基づく業務点検を実施することとします。

(11) 事業の継続が困難となった場合の措置

県が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができるものとし、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。（不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、別途協議するものとする。）

指定管理者の指定取消し後、次点候補者を指定管理者候補者として協定締結の協議を行うことがあります。

(12) 協定書に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

11 添付資料

資料 1	広島県聴覚障害者センター管理運営業務仕様書
資料 2	施設の位置図・館内図
資料 3	備品一覧表
資料 4	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
資料 5	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
資料 6	広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例
資料 7	広島県聴覚障害者センター管理運営規則

12 様式等

様式 1	指定管理者指定申請書
様式 2	広島県聴覚障害者センター指定管理者事業計画書
様式 3	申立書
様式 4	誓約書
様式 5	指定管理者指定申請辞退届
様式 6	広島県聴覚障害者センター指定管理者公募に関する質問票
様式 7	共同企業体協定書（例）
様式 8	共同企業体構成員届出書
様式 9	委任状

資料 1

広島県聴覚障害者センター管理運営業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、広島県聴覚障害者センターの指定管理者が行う業務の範囲、その他管理運営業務の内容及び実施方法について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

広島県聴覚障害者センターの管理運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 広島県聴覚障害者センターの設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (4) 経費の節減に努めること。
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと。

3 施設の概要

- (1) 名 称 広島県聴覚障害者センター
- (2) 場 所 広島市南区皆実町一丁目 6-29 (広島県健康福祉センター 2階)
- (3) 施設規模
 - ア 建築構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り
 - イ 延床面積 509.61 m²
- (4) 施設内容
運営事務室、試写室、更衣室、相談室 (2 部屋)、研修室兼会議室、交流スペース、製作室、情報提供スペース・情報機器利用室・貸出利用室、倉庫、多目的室

4 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

5 休館日

- (1) 月曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日
- (2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (3) その他知事が必要と認めた日

6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

7 法令等の遵守

地方自治法、広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例、広島県個人情報保護条例、広島県聴覚障害者センター管理運営規則、その他関係法令等を遵守すること。

8 指定管理者に行わせる業務等の範囲

- (1) 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例第 3 条に規定する次の業務の実施に関する
こと。

業務	実施内容
聴覚障害者用の録画物の製作、貸出し及び試写	字幕又は手話を付与した聴覚障害者用の録画物に関する次の業務を実施する。 ア 録画物の製作 イ 録画物の貸出 ウ 録画物の施設内での試写 エ 字幕等の制作に係るボランティア養成
聴覚障害に関する相談	次の聴覚障害児・者等への相談等の業務を実施する。 ア 聴覚障害者やその家族等に対する各種相談（聴力測定を活用した相談を含む）、ピアカウンセリング イ インターネット等の活用による代理電話サービス（電話リレーサービス及び貸出用タブレットによる遠隔手話通訳を含む）の実施 ウ 県内各地域へ出張相談 エ 地域の相談員対象の講習等の実施 オ 乳幼児期からの必要な支援
聴覚障害に係る普及啓発及び情報提供	聴覚障害の普及啓発や、聴覚障害児・者への情報提供を行うための次の業務を実施する。 ア 情報機器及び日常生活用具等の貸出し及び展示 イ ホームページ、広報誌、パンフレット等による聴覚障害に係る普及啓発、各種情報提供
意思疎通支援者の養成及び派遣	聴覚障害者に対する意思疎通支援者の養成及び派遣に関する次の事業について、県が別に定める実施要綱等に基づき実施する。 ア 手話通訳者養成・研修事業 （ア）身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語い、手話表現技術及び基本技術を習した、手話通訳者を養成する。 （イ）手話通訳者として活動している者に必要な教授方法を講習し、手話奉仕員、通訳者養成研修会の講師を養成する。 イ 手話通訳者派遣ネットワーク事業 手話通訳を必要とする障害者が、社会生活上必要と認められる外出をするときに、その目的地において適当な付き添い人が得られない場合に、必要となる手話通訳者を確保するためのネットワークを整備し、また複数市町の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演及び講義等市町派遣事業では対応できない場合に手話通訳者を派遣する。
県民と聴覚障害者との交流促進	一般県民や聴覚障害者を対象とした次の業務を実施する。 ア 利用者への交流スペースの開放 イ 聴覚障害者を含む県民を対象とした交流行事の開催
聴覚障害者への生活訓練の実施	聴覚障害者を対象とした次の訓練等を実施する。 ア 聴覚障害者への手話訓練や言語訓練 イ 聴覚障害者対象のパソコン等 I T 機器に関する講習会の開催

(2) 広島県聴覚障害者センターの維持及び修繕に関すること。

- ア 設備・備品等の管理
- イ 小規模な修繕
- ウ その他

9 職員配置・研修等

(1) 広島県聴覚障害者センターには、施設長及び上記「8 指定管理者に行わせる業務等

の範囲」の業務を行うために必要な職員を配置すること（施設長を含めて、常勤かつ専任の職員を3名以上配置）。

- (2) 聴覚障害者の各種相談等に対応するため、(1)の職員には、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員又はこれらと同等の能力を有すると認められる者を配置すること。
- (3) 広島県聴覚障害者センターの管理運営に支障のない勤務体制とすること。
- (4) 施設の管理・運営に必要な知識や技術を習得するための研修を実施するなど、職員の資質向上を図ること。
- (5) 個人情報等の保護については、職員に周知・徹底を図ること。
- (6) 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

10 防犯・防災対策等

- (1) 広島県聴覚障害者センター内での事故発生の防止に努めること。
- (2) 緊急時の対応（防犯・防災）に備え、マニュアルを作成するなどし、職員が円滑に対応できるよう指導すること。

11 物品の管理

指定管理者は、広島県の所有に属する物品については、「広島県物品管理規則」に基づいて管理すること。

12 自主事業の考え方

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、利用者サービスの向上や施設の利用促進等に資すると認められるときは、管理業務を妨げない範囲において、次により自主事業を実施できるものとする。

- (1) 自主事業は、実施計画を策定して行うこととし、あらかじめ県と協議することとする。
また、実施計画に変更がある場合も同様とする。
- (2) 自主事業を行う場合の施設等の利用については、一般利用者の施設の利用に影響がないよう配慮することとする。
- (3) 自主事業に係る経費については、すべて指定管理者が負担するものとし、県が支払う管理費用（委託料）から充当することはできない。

13 広島市が実施する聴覚障害者関係事業について

施設の効率的・効果的な運営を図るため、広島市が実施する聴覚障害者関連事業の実施場所として、本施設を使用する。

14 委託の禁止

指定管理者は、上記「8 指定管理者に行わせる業務等の範囲」の業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、施設・設備の維持修繕等の業務を個別に第三者に委託することはできる。

15 報告・調査・指示への対応

- (1) 指定管理者は、県から求められたときは、指定管理者の業務又は経理等の状況に関し報告すること。

- (2) 指定管理者は、県から求められたときは、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を受けなければならない。
- (3) 指定管理者は、広島県から指定管理者の業務又は経理について指示を受けたときは、それに従わなければならない。

16 指定の取消し

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、指定期間中であっても、指定管理者としての指定の取消し、管理業務の全部又は一部の停止を受けることがある。

- (1) 上記「16 報告・調査・指示への対応」に従わないとき。
- (2) 県が当該指定管理者により管理を継続することが適当でないと認めたとき。

17 業務の実施上の注意事項

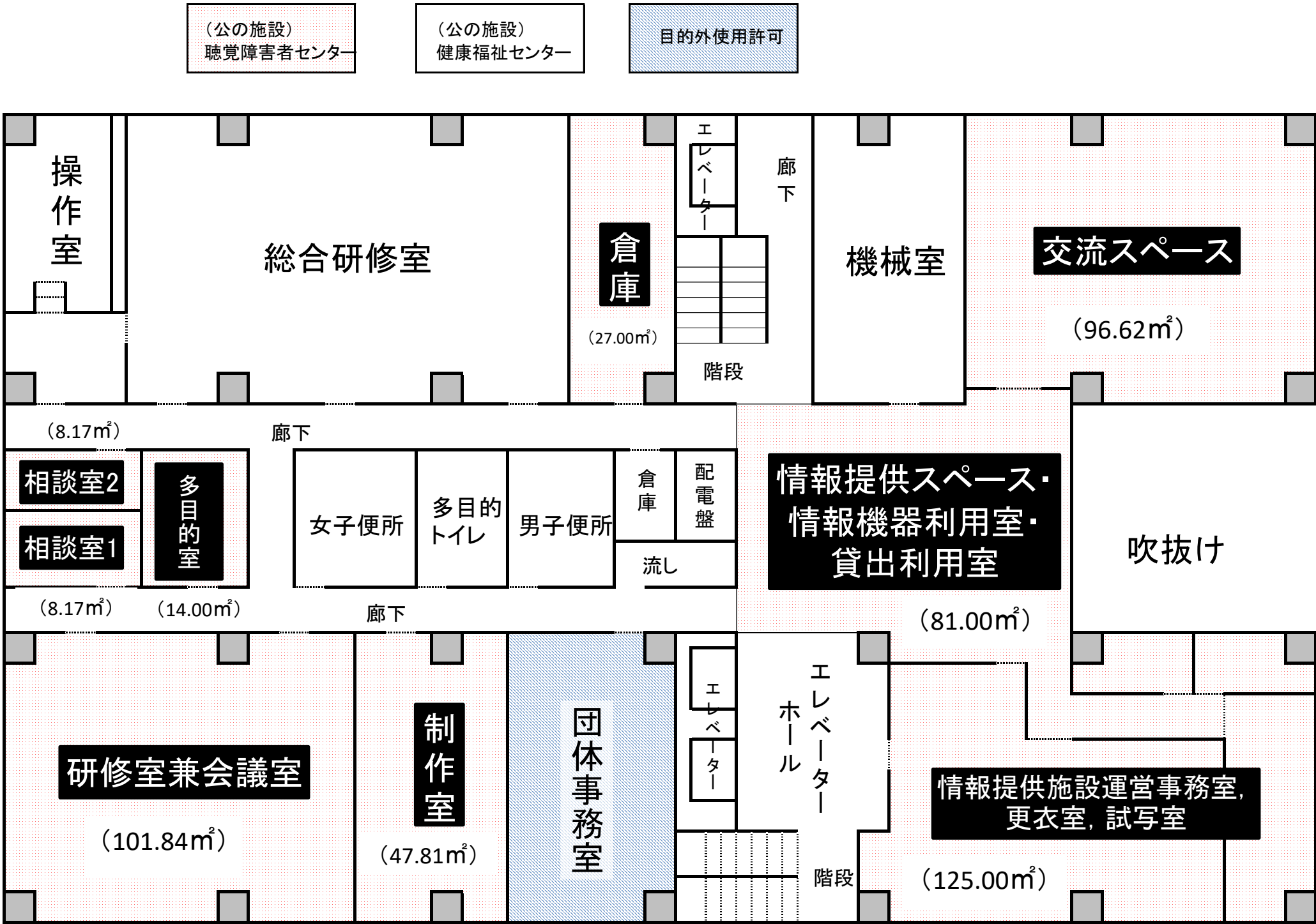
- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になることがないようにすること。
- (2) 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することがないようにすること。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 8 条第 1 項)
- (3) 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が加重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条第 2 項)
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、県と事前に協議すること。

18 その他

- (1) 新興感染症発生・まん延時による影響等に伴い、この仕様書の規定によることが困難となった場合の取扱いについては、県と指定管理者で協議することとする。
- (2) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、指定管理者と県でその都度協議することとする。

平 面 図

広島県健康福祉センター2階（広島市南区皆実町1-6-29）



備品一覧表

No	品 名	規 格	数量	単位	単 価	金 額	取得年月日	区 分 (備 品)				備 考
								中	小	コード	番 号	
1	携帯(貸出用)磁気ループ	ソナール 携帯用磁気誘導無線アンプHS-60	1	式	142,800	142,800	H12.12.8	5	2	ソ0101	0009815	貸出用
2	ビジュアルプレゼンター	YOKOGAWA WC-27 教材提示装置	1	台	157,500	157,500	H12.12.25	4	1	ト0603	0010067	貸出用
5	テレビ	日立P42-HR02	1	台	133,000	133,000	H23.3.23	1	0	テ0101	0900305	交流スペース
7	補聴器	卓上型対話支援システム	1	台	210,600	210,600	H28.6.30	4	2	ホ0201	1600241	運営事務室 (寄附受納)
8	ワイヤレスアンプほか	ワイヤレスアンプ1個、マイク2本、スタンド1本	2	セット	118,650	237,300	H28.10.13	5	2	マ0101	1601359～ 1601360	情報提供スペース(1) 交流スペース(1)
9	カウンター型磁気ループシステム	ソナール HS-10S	1	式	264,600	264,600	H28.10.18	5	2	ソ0101	1601336	運営事務室
10	屋内信号装置 ヘルマンビジットシステム	自立コム ドアセンサ発信機 BE1411	1	式	197,000	197,000	H28.10.18	5	2	メ0101	1601339	情報提供スペース
	(内訳)	自立コム ドアベル発信機 BE1420	1	台	-	-	-	-	-	-	-	-
		自立コム テレホンセンサ発信機 BE1431	1	台	-	-	-	-	-	-	-	-
		自立コム 火災警報発信機 BE1430F	1	台	-	-	-	-	-	-	-	-
		自立コム フラッシュ受信機 BE1441	1	台	-	-	-	-	-	-	-	-
		自立コム ベットシェーカ BE1270BV	1	台	-	-	-	-	-	-	-	-
		自立コム 玄関マットスイッチ BE9024	1	台	-	-	-	-	-	-	-	-
11	表札看板	木製(杉) 彫込文字黒墨入	1	枚	159,840	159,840	H28.10.20	1	0	ア0502	1601337	正面玄関前
12	聴力検査装置 オージオメータ(リオン)	AA-76ほか	1	式	1,496,880	1,496,880	H28.10.25	4	2	チ2101	1601326	多目的室
13	普通騒音計(リオン)	NL-42EX(検定付)ほか	1	式	219,200	219,200	H28.10.25	5	1	ソ1101	1601328	多目的室
14	パーソナルコンピュータ	富士通FMVA10018P LIFEBOOK A574/MXほか	2	台	133,920	267,840	H28.11.8	1	7	ハ0501	1601357～ 1601358	運営事務室
16	応接ソファセット	ライオン製S121ACブラックほか	1	式	135,000	135,000	H28.11.9	1	2	イ0119	1601374	運営事務室
17	展示用ケース	ナルコ岩井N-620-SL	2	台	129,600	259,200	H28.11.9	1	4	チ0102	1601340 1601341	情報提供スペース
18	ビジネスホン	パナソニック IP-OFFICE Mタイプ	1	式	419,040	419,040	H28.11.29	5	2	テ0101	1601338	運営事務室
19	字幕入り映像制作機器	撮影システム	1	式	1,857,600	1,857,600	H29.1.18	4	1	サ0201	1601496	制作室
		編集・字幕制作システム	1	式	2,658,960	2,658,960	H29.1.18	5	2	ソ0101	1601497	制作室
		データ保管システム	1	式	426,600	426,600	H29.1.18	5	2	ソ0101	1601498	制作室
20	暗幕カーテン	2倍ヒダ タッセルハント付	1	式	244,000	244,000	H28.12.6	1	0	マ0102	1601316	研修室兼会議室
21	パーティション(キャスター付)	YSNP-100M-Cライトグレー 7台	1	式	138,600	138,600	H28.12.8	1	0	ツ0101	1601314	研修室兼会議室
22	プロジェクター	エプソン EB-2040	2	台	137,160	274,320	H29.3.15	4	1	ト0601	1601871～ 1601872	運営事務室

資料 4

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成十六年六月二十五日条例第二十八号

改正

平成一九年 三月一五日条例第二一号

平成二六年 三月二六日条例第一六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例をここに公布する。

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするものは、規則（教育委員会規則を含む。以下同じ。）で定めるところにより、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）に申請しなければならない。

一 指定管理者の指定を受けようとする公の施設に係る規則で定める事項を記載した事業計画書（次条において「事業計画書」という。）

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書面

(指定管理者の指定)

第三条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画書の内容が、当該公の施設の利用者の平等な利用を確保できるものであること。

二 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

三 事業計画書の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

四 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体が、事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

2 知事等は、前項の規定により選定しようとするときは、あらかじめ、広島県指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第四条 指定管理者は、毎年度終了後及び前条の規定による指定を受けた期間の満了後（前条の規定による指定を受けた期間が一年以内であつた場合においては、当該指定を受けた期間の満了後）六十日以内に、その管理する公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第六条第一項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日から起算して三十日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

一 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用者の利用状況

- 二 指定管理施設の利用に係る料金の収入実績
- 三 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(業務報告の聴取等)

第五条 知事等は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
(指定の取消し等)

第六条 知事等は、指定管理者が第四条の規定に従わないとき、第五条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による指定管理施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じて、県は、その補償の責めを負わない。
(原状回復義務等)

第七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、知事等の承認を得た場合を除き、その管理をしなくなった指定管理施設及びその設備を直ちに原状に回復しなければならない。

第八条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設若しくはその設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。
(広島県指定管理者選定委員会)

第九条 知事等の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、附属機関として、広島県指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 一 指定管理者の候補者の選定に係る審査の項目及び方法に関する事項
 - 二 第二条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体から提出された申請書及び同条各号に掲げる書面の審査に関する事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に必要な事項
- 2 選定委員会は、広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）第二条の規定により置かれる局及び教育委員会を単位とすることを基本として設置する部会で構成する。
 - 3 委員は、公の施設の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事等が任命する。
 - 4 委員の任期は、任命の日から第三条第一項の規定による指定管理者の指定の日までとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事等が定める。
(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(公営企業の管理者の管理する公の施設への適用)

第十一条 この条例を公営企業の管理者の管理する公の施設に適用する場合においては、第二条か

ら第九条までの規定中「知事等」とあるのは「公営企業の管理者」と、第二条中「規則（教育委員会規則を含む。以下同じ。）」とあるのは「企業管理規程」と、第四条及び前条中「規則」とあるのは「企業管理規程」と、第九条第一項中「附属機関として」とあるのは「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十四条の規定により」と、同条第二項中「広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）第二条の規定により置かれる局及び教育委員会」とあるのは「公営企業の管理者の管理する公の施設」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日条例第二一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二六日条例第一六号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

○広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成十六年六月二十五日規則第四十七号

改正

平成一七年 七月二五日規則第七四号

平成一七年一二月二二日規則第九一号

平成一八年 四月二一日規則第四七号

平成一九年 四月 一日規則第四九号

平成一九年 六月一四日規則第七〇号

平成一九年一二月二〇日規則第九七号

平成二二年 六月二八日規則第五三号

令和 元年 七月 四日規則第三二号

令和 三年 七月三〇日規則第七八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(募集)

第二条 知事は、指定管理者の指定を行うときは、あらかじめ、公の施設ごとに、指定管理者の指定を受けるために必要な資格、申請の期間その他申請に必要な事項を定めるものとする。

- 2 知事は、法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）を、前項に定める事項を明示して、公募するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事は、公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして、公募しない公の施設を別に定めることができる。
- 4 公募に関し必要な事項は、この規則で定めるもののほか、知事が定める。

(申請書等の提出)

第三条 条例第二条の規定による申請は、指定管理者の指定を行う公の施設（以下「指定予定施設」という。）ごとに知事が定める申請の期間内に、別記様式第一号による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び次項各号に定める書面を添付して行わなければならない。

- 一 指定予定施設の管理及び運営に関する基本方針

- 二 指定管理者として指定を受けようとする期間（以下「指定予定期間」という。）内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務の実施計画
- 三 指定予定期間内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務に係る収支計画
- 四 指定予定施設の管理及び運営に関する組織体制
- 五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに知事が必要と認める事項

2 条例第二条第二号の規則で定める書面は、次の各号に掲げる書面とする。

- 一 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 二 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- 三 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 四 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに知事が必要と認める書類
(審査及び選定)

第四条 知事は、条例第三条の定めるところにより申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定するため、指定予定施設ごとに同条各号の基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

2 知事は、条例第三条各号に定める基準及び前項の審査の項目により審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとする。

3 その他申請の内容の審査及び指定管理者の候補者の選定に必要な事項は、知事が定める。
(指定の告示等)

第五条 知事は、条例第三条の規定により指定管理者を指定したとき又は条例第六条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第二号により知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の届出があった場合には、その旨を告示するものとする。
(事業報告書の作成及び提出)

第六条 条例第四条の事業報告書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

2 条例第四条第四号に定める指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 指定管理施設の管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容

二 その他指定管理施設ごとに知事が定める事項

(その他)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

- 2 教育委員会に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「管理」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

附 則（平成一七年七月二五日規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二二日規則第九一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二一日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月一日規則第四九号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一四日規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二〇日規則第九七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年六月二八日規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

指定管理者指定申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり _____ 注1 の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- 3 法人にあっては、登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 6 その他知事が必要と認める書類

- 注 1 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称を記載すること。
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

変 更 届 出 書

平成 年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

名称
次のとおり 主たる事務所の所在地 を変更したので、広島県公の施設における指定管
代表者の氏名
理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 管 理 施 設 の 名 称	
変 更 の 内 容	
変 更 年 月 日	平成 年 月 日

- 注 1 登記簿謄本等変更を証する書面を添付すること。
2 不用の文字は、消すこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

事 業 報 告 書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

- 1 指定管理施設の名称
- 2 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用者の利用状況
- 3 指定管理施設の利用に係る料金の収入実績
- 4 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- 5 指定管理施設の管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- 6 その他指定管理施設ごとに知事が定める事項

- 注 1 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例

平成二十八年三月二十二日条例第五号

(設置)

第一条 聴覚障害者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十四条に規定する聴覚障害者のための情報提供施設として、広島県聴覚障害者センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 センターの位置は、広島市南区皆実町一丁目とする。

(業務)

第三条 センターは、次の業務を行う。

- 一 聴覚障害者用の録画物（以下「録画物」という。）の製作及び貸出しに関する事。
- 二 聴覚障害者に情報を伝達するための機器（以下「情報機器」という。）の貸出しに関する事。
- 三 聴覚障害者に対する意思疎通支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項第六号に規定する意思疎通支援をいう。）を行う者の養成及び派遣に関する事。
- 四 聴覚障害に関する相談に応じる事。
- 五 その他センターの目的を達成するために必要な業務を行う事。

(指定管理者による管理)

第四条 センターの管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる業務を行う事。
- 二 センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する事。
- 三 その他知事が別に定める業務を行う事。

(開館時間)

第五条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第六条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の休館日以外の日においてセンターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は同項の休館日においてセンターの全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

(録画物等の利用方法)

第七条 録画物及び情報機器(以下「録画物等」という。)の利用方法は、センター内における利用及び貸出しを受けた録画物等のセンター外における利用とする。

- 2 録画物等を利用しようとする者は、規則で定める手続を経なければならない。
- 3 貸出しを受けた録画物等は、複製又は他人に転貸してはならない。

(遵守事項)

第八条 センターにおいては、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 施設、設備若しくは備品等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。
- 三 指定管理者の指示に従うこと。
- 四 その他知事が定める事項

(禁止事項)

第九条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 寄附の募集
- 二 爆発物その他危険物の持込み
- 三 行商その他これに類する行為
- 四 宣伝その他これに類する行為
- 五 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(入館の制限)

第十条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者若しくはこれらの規定に違反した者又は他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となるおそれのある物を携行する者に対して、センターへの入館を拒否し、又はセンターから退去することを命じることができる。

(損害賠償義務)

第十一条 センターの施設、設備又は録画物等を毀損し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第十二条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

広島県聴覚障害者センター管理運営規則

平成二十八年十二月十九日規則第五十九号

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県聴覚障害者センター（以下「センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、「録画物」若しくは「情報機器」又は「録画物等」とは、それぞれ広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例（平成二十八年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第三条第一号若しくは第二号又は第七条第一項に規定する録画物若しくは情報機器又は録画物等をいう。

(開館時間等の周知)

第三条 指定管理者は、条例第五条第二項又は第六条第二項の規定により、センターの開館時間を変更し、又はセンターの全部若しくは一部を臨時に休館若しくは開館する場合は、あらかじめ、その旨をセンターに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(館内利用)

第四条 録画物等をセンター内で利用する者（以下「館内利用者」という。）は、指定管理者に申し出て、所定の場所で利用しなければならない。

2 館内利用者は、借り受けた録画物等を退館の際返納しなければならない。

(館外貸出利用者の登録)

第五条 貸出しを受けた録画物等のセンター外における利用（以下「館外貸出利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ、別記様式第一号又は別記様式第二号による館外貸出利用登録申込書を指定管理者に提出し、館外貸出利用者の登録を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の登録を受けた者が条例又はこの規則に違反したときは、登録を取り消すものとする。

(館外貸出利用)

第六条 館外貸出利用をしようとする者は、センターにおいて直接指定管理者に申し出なければならない。ただし、遠隔の地にある者又は指定管理者がやむを得ない事情があると認めた者については、この限りでない。

2 館外貸出利用ができる録画物の数は、同一人につき五点以内とする。

3 録画物等の貸出期間は、次の各号に掲げる録画物等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

一 録画物 貸し出した日から十五日以内

二 情報機器 貸し出した日から八日以内

4 貸出期間が満了したときは、直ちに録画物等を返納しなければならない。

(委任規定)

第七条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。